

議案第69号

物品売買契約の変更について

令和3年7月30日議会の議決を得た「物品売買契約の締結（龍島ポンプ場建設に伴う自動除塵機購入業務）」の一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第56号）第3条の規定により本議会の議決を求める。

令和4年7月28日 提出

湯梨浜町長 宮脇正道

記

- 1 契約の目的 龍島ポンプ場建設に伴う自動除塵機購入業務
- 2 契約の金額 変更前 金 35,200,000円
変更後 金 35,605,900円
- 3 契約の相手方 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目3番31号
株式会社 石垣 大阪支店
支店長 安室 要一